

2024年一般社団法人日本脳神経血管内治療学会 選挙要綱

一般社団法人日本脳神経血管内治療学会
選挙管理委員長 清末一路

2024年4月18日に、2024年度一般社団法人日本脳神経血管内治療学会では地方会ごとに代議員選挙を実施し、そののちに代議員による理事選挙を行うとし、代議員選挙要綱および理事選挙要綱を公示しました。しかしながら、代議員選挙の要綱の一部に「代議員選任に関する細則」と齟齬がございました。確認不足のまま公示し、皆様には混乱を招く次第となり誠に申し訳ございません。つきましては、下記の通り改定箇所を赤字でお示しするので、恐れ入りますが、よくご確認くださいませようお願いいたします。

選挙は、細則より会員情報システムを利用した電子投票にて行います。会員情報システムにアクセスするためのID, PWをご確認下さい。また、被選挙人名簿・投票要綱は学会ホームページに公示されますので選挙情報にご留意ください。

2024 年代議員選挙日程

4月18日 選挙要綱を公告、4月末日までに完納、所属地方会を確定*1-3

- ※1 所属先のない会員は自宅住所都道府県より所属地方会登録
- ※2 海外駐在の会員（休会中も含む）は国内での所属先、または国内連絡先住所に基づき所属地方会を決定
- ※3 **1月1日**時点の会員情報システム登録データをもとに地方会を確定
のうえ、選挙人名簿、被選挙人名簿を作成

5月17日 第一次選挙人、被選挙人名簿を公告

5月17日 辞退、異議申し立て開始

5月24日 辞退、異議申し立て締め切り（代議員選任細則第9条による）

6月10日 最終選挙人、被選挙人名簿の確定と公示、投票要綱を公示

7月8日 投票開始

7月18日 投票締め切り(7月18日正午まで)

7月30日 開票（同日臨時一般社団法人理事会）

9月1日 選任(任期は9月1日から)

	代議員
選挙権	正会員歴4年（2020-2023年度会費完納、入会2021.9.30まで、会員資格確認日2024.1.1）
被選挙権	1月1日付HP掲載名簿の学会認定医(認定中) 辞退しなかった者 会費完納(2024.1.1確認)(今回は提示された期日までに完納) 65歳未満(2024.12.1時点、1959.12.2以降生まれ) 職責理事(佐藤 徹、清末一路、山上 宏、村山雄一)を除く
定数	各所属選挙区に割り当てられた定数(選挙選出)
投票規定	単記(所属選挙区以外の候補への投票は無効)

2024 年理事・理事長選挙日程

7 月 30 日 代議員選挙開票

8 月 1 日 理事選挙要項、第一次選挙人、被選挙人名簿を公示

8 月 1 日 辞退、異議申し立て開始

8 月 8 日 辞退、異議申し立て締め切り（理事選任細則第 8 条による）

8 月 9 日 最終選挙人、被選挙人名簿の確定と公示、投票要綱を公示

9 月 4 日 臨時代議員会（WEB）にて同日投票 理事候補者を確定）

10 月 16 日^{#1} 臨時理事(候補者)会で理事長候補者選挙

11 月 20 日^{#2} 定時代議員会（ここで理事確定。この日より任期）直後に定時理事会（ここで理事長確定。この日より任期）

#1:日本脳神経外科学会開催期間中

#2:日本脳神経血管内治療学会開催期間中

	理事
選挙権	2024 年の選挙で選出された代議員
被選挙権	2024 年の選挙で選出された代議員（正会員歴 7 年）
	辞退しなかった者
	職責理事(佐藤 徹、清末一路、山上 宏、村山雄一)を除く
定数	25 名
投票規定	25 名連記(20 名未満、 26 名以上は無効)

参考

理事選任細則

（選挙の公示および選挙人名簿）

第 8 条 理事選挙に関する公示は、選挙の行われる年の代議員選挙当選者確定後、10 日以内に選挙管理委員会が選挙人および被選挙人有権者名簿を学会ホームページに掲載することで行う。

2 選挙人および被選挙人はそれぞれの有権者名簿に誤記があると認めるときは、公示から 7 日以内に委員会に異議の申し立てをすることができる。委員会が異議の申し立てを認めるときは、有権者名簿の訂正を行い、これを会員に公示しなければならない。

（選挙の時期）

第 9 条 理事選挙は、代議員選挙開票日から 40 日後までに実施しなければならない。

（理事の承認と確定）

第 16 条 第 2 条から第 14 条で選出された理事候補者を、その年の代議員会に諮り、承認を受けることにより、理事を確定する。

定款

（役員任期）

第 29 条 理事及び監事の任期は、理事については選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの、監事については選任後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員会の終結の時までとする。

(理事の承認と確定)

第16条 第2条から第14条で選出された理事候補者を、その年の代議員会に諮り、承認を受けることにより、理事を確定する。

*:参考 定款

(開催)

第18条 この法人の代議員会は、定時代議員会及び臨時代議員会とし、定時代議員会は、毎事業年度**の終了後に開催し、臨時代議員会は、必要に応じて開催する。

** :9月30日(定款 第43条)

理事長選任細則

(選定)

第16条 選挙で選出された次期理事長候補者は定時代議員会開催後の理事会の決議によって、理事長として選任される。